

平成 23 年第 2 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 23 年 11 月 29 日（火曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長(板橋恵一)

皆さん、おはようございます。

きょうも慎重審議をよろしくお願いいたします。

これより平成 23 年第 2 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(板橋恵一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において昌浦泰己議員及び竹谷英昭議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議案第 66 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 3、議案第 66 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 66 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは、民間給与との較差を是正するため人事院の給与勧告に準じ、給料等の改定を行うため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、資料の 10 ページをお開き願います。

議案第 66 号関係資料、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要に基づき説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてでございますが、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、本年9月30日に行われました人事院の給与勧告の内容に準じて、本市の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

なお、本臨時議会におきましては、勧告内容のうち本年12月1日を施行日とする改定についてのみ提案をさせていただいております。

次に、2の改正の概要について説明をさせていただきます。

まず、(1)の第1条の規定による職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、行政職給料表の改定でございます。人事院の調査によれば、本年4月分の給与における公務と民間との較差は公務員のほうが民間の給与を0.23%上回る状況となっており、これを是正するため行政職給料表の月額を引き下げの内容の改定を行うものでございます。引き下げの対象となりますのは、公務員のほうが民間の給与を上回っている年齢層、おおむね40歳以上の職員が受ける号俸が対象となり、引き下げする月額は300円から2,200円までとなっております。本市におきましては職員数444人のうち231人、約5割の職員が対象となり、平均で月額1,455円の引き下げとなります。

なお、10ページ中ほどの表は、引き下げの対象外となる旧号俸をあらわしたものでございます。

続きまして、(2)第2条の規定による改正について説明をさせていただきます。

これは、平成18年4月の給与改定の際に制定しました、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成18年多賀城市条例第4号の附則第7項について、勧告に基づきその一部を改正するものでございます。平成17年の人事院勧告に基づく給与構造改革による給料月額水準の大幅な引き下げに伴い、経過措置として切りかえ後の給料月額が切りかえ前、これは平成18年3月31日でございますが、切りかえ前の給料月額を下回る場合は、昇給により切りかえ前の給料月額に達するまでの間、その差額を経過措置額として支給するといういわゆる減給補償の制度が規定されたところでございます。昨年度の人事院勧告に基づく給与改定におきまして、この経過措置額の算定基礎となる額である平成18年3月31日現在の給料月額については0.41%引き下げという措置がとられましたが、今年度におきましては0.9%引き下げ、平成18年3月31日現在の給料月額の99.1%を基準額とするよう改正するものでございます。

次に、(3)の附則についてでございます。

まず、アの施行期日(附則第1項関係)でございますが、この条例の施行日は平成23年12月1日から施行することを規定してございます。

イの民間給与との較差の調整(附則第2項関係)ですが、本年4月から11月までの期間における給与較差相当分について、本年12月の期末手当の算定において所要の調整を行うものでございます。具体的には、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置として職員が本年4月に受けた給料、地域手当等の合計額にマイナス0.37%を乗じて得た額に本年4月から11月までの月数でございます8カ月を乗じて得た額と、本年6月期の期末勤勉手当にマイナス0.37%を乗じて得た額を合算した額をもとにして調整するものでございます。

なお、この調整は給料表改定により給料月額が減額となる職員を対象とするもので、今回給料が減額されない職員につきましてはこの調整はございません。

続きまして、3の規則等の改正を要する事項につきましては、今回の人事院の給与勧告に準じ、本年12月1日施行で規則等の改正を行うものについて説明させていただきます。

まず、(1)の多賀城市上水道部企業職員の給与に関する規定の一部改正でございますが、これは本市上水道部企業職員の給与等について企業職給料表を改定し、給料月額を引き下げるなど本条例で規定する企業職員以外の一般職員と同内容の改正を行うものでございます。

(2)の単純労務職員の給与に関する規定の一部改正についてですが、労務職給料表を今回の人事院勧告に準じて改定し、給料月額を引き下げるものでございます。これも一般職員と同様、引き下げしない号俸はこの表に記載のとおりでございます。本市におきましては、現在労務職員10人のうち4人が月額700円から1,500円の引き下げとなる予定でございます。

12ページから20ページまでは、ただいま申し上げました部分につきましての新旧対照表となっておりますのでごらんいただきたいと思います。

本市におきましては、これまで給与勤務条件につきましては原則として人事院勧告及び国家公務員に準拠するという姿勢で一貫してまいりましたが、御存じのとおり国では国家公務員の給与を平均7.8%減額支給するという給与特例法の成立を目指しておりますことから、本年の人事院勧告には準拠しない旨の決定をしております。このような状況から、本年の人事院勧告に対応した給与改定につきましては、今後、国、県あるいは県内他市の動向についての情報収集、制度の詳細についての検討が今後もお必要であると考えまして、本臨時議会におきましては12月1日施行の改正分のみ提案とさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

最後の説明で給与全般にわたる検討について若干触れておりますけれども、人事院勧告によって今日までやってきておりますが、特に当局はどのように評価しているのかということをお尋ねしたいと思います。

一つは、東日本大震災において多くの問題が発生しましたけれども、それに対する職員のいろいろな対処行動に対してどのように評価されているのか。それについてまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これにつきましてはいろいろな見方があるかと思いますが、総じて今回の危機に対して職員が一丸となってそれぞれの業務分担、特に経験のない事柄でしたので職員すべ

てが大変な状況の中で一生懸命頑張ってこれまでやってきたものというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

少なくとも、私は今の総務部長の答弁を聞いて、職員の家族を含めてこの事件に対して公僕という立場を家族全員の理解のもとで、本人が家族の支えの中で一生懸命その任務に尽くしたというものにほかならないのではないかと私は思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

私も同感でございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、少なくとも賃金というのは基本的には労働力の対価として支払っていくものだというふうに思います。今回人事院勧告といえども、私は先ほど申し上げました職員の努力に対して、それなりに対価として給料といいますか報酬というものを考えてやらなければいけない。人事院勧告だからそのまま踏襲します。しかし職員は皆さん一生懸命働いていただきました。それでは私は整合性がとれないのではないかと思います。0.23%という小さな額ではありますけれども少なくともその努力に対して報いてやる政策を打ち出すのが人事関係を扱うトップの使命ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど総じて市の職員は一生懸命頑張ってきたと申し上げましたけれども、やはり組織を運営していく上ではそれなりに一生懸命頑張った人となかなかそうではなかった人との間に差があるのも現実だろうかと思います。ですから多賀城市としては一生懸命頑張ってきた人に対する対応をこれからしっかりやっというふうにして、それによって全体の士気が向上していくような取り組みをしていこうという形で取り組んできたつもりでございます。したがって、全体を底上げするような形での対応ということにつきましては、なかなか発想としては生まれてこなかったということがございます。特に給与制度に関しましては、一たん形を壊してしまいますとそれらを再構築していくために非常に時間がかかってしまうというふうなこともございまして、なかなかただいま御指摘がありましたような形でのその対応というのが非常にとりづらいうというふうなことがございます。そういったこともございまして、現時点におきましてはなかなかそういった対応というものが難しいかと思

ますけれども、今後何らかの形でそういったその努力に報いるような形での対応がとればいいのかなどと思っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

過去の多賀城市の給料体系はラスパイレス指数でいくと 100 に近い数字までいったのですよ、一時。私はそう思っているのですけれども、そういう認識はありますか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これは昨年の議会の中でも、給与改定の条例改正の審議の中でそういったやりとりがあったと記憶しておりまして、私も過去に総務課におりましたのでそういった部分については承知しております。ただ、ラスパイレスということになりますと、特に学歴の構成であったり、あるいは職員の年齢構成であったり、そういった状況の違いによって大分上がり下がりするということもございまして、例えば高卒の管理職が多くいる場面では、やはり国家公務員との比較の中では高くなってしまおうという傾向もございまして、そういった部分が影響してそのような形だったのかなと記憶しております。いわゆる年齢層の若い職員に関しましては、県内の他市と比較しても遜色のない状態でございますけれども、多賀城市の年齢構成におきまして、50 代の職員が構成の割合を結構高めている状態でございます、言ってみれば、役職になかなかつかなかつた方々がいわゆるラスパイレスとしては低くあらわれてしまうということが一つの原因なのかなと思っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうすると、県内ワースト 12 番目、市の中では、92.5%はそういう要因で発生しているという認識ですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

細かく分析はしておりませんが、そういった状況が影響しているというふうに認識しております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

このラスパイレスを見ても決して多賀城の職員の給料は高くはない。むしろ低い位置にある。部長がおっしゃったように50代の構成が多いとかなんとか。そうであれば私は以前から提言しておりましたけれども、年齢給的に高校標準で高校卒業から少なく5歳刻みで年齢的な支給金額を他市町村と比べて我が市はこのくらい低いところにある、このくらい高いところにあるというデータをお持ちでの御発言か、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

必ずしも今御指摘がありましたようなデータをもとにした発言ではございませんで、いわゆる職員の年齢構成の特徴としてそういったところがあらわれるのではないかということでお話をさせていただきました。

ただ、年齢別のラスパイレス指数の比較をしてみますと、必ずしもその多賀城市の給与の状況が他市と比べて低いという状況にはございません。どうしても先ほど言いましたような形でいわゆる職務等級分類表というものがあるのですが、何級にはどんな職という部分での違いが多賀城市と他市との間で異なる部分もございますので、そういったところがいわゆる年齢構成が高くなってしまっている多賀城においては影響として大きく出ているのかなというふうな分析をしております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

総論的ではなく、少なくとも報酬というのは、行政の給料というのは生活給なわけですよ。その生活給に満たしているのか。例えば極端に言えば、100の人もいれば50の人もいるという問題があると思うのです。今あなたの答弁を聞いていると、いい人もいればそれよりも下がる人もいます。極論で言えばそのぐらいの差がある人もいると思う。しかし、平均として他の市町村とどうなのか。他の市町村の上と下のギャップがどれだけあるのか。少なくとも多賀城の場合、下が低いとすればそれを支えてやるのは当然の仕組みではないかと思うのです。私は人事を扱う、給与を扱う者として、やはりそのぐらいのデータの中できちんとしていかないと、人事院勧告だから下げますという単なる説明の中で理解をしてほしいというものについて私はなかなか理解ができない。多賀城の職員の給料実態はこういうふうにある。だから0.1、2、3を引き下げても他の市町村と遜色はないというものであれば理解もしますけれども。県内の市から見て最低、そしてあの東日本大震災であれだけの貢献をした。そういうものを考えれば、少なくとも私はこの際人事院勧告を尊重しなくても立派に県に対しても国に対しても説明できるのではないのかという思いがあるから質問をしているのです。いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

一生懸命頑張った職員に対する思いは私も同様でございます。ただ、給与体系の問題を申し上げますと、やはりなかなかそれらを維持していくといいますか、仕組みを維持してい

くということにつきましては非常に困難を要する部分がございます。それと全体を底上げしていくという形、あるいは特に低い層に対してどういうふうな手当てをしていくかというふうな部分も考えますと、なかなかこれにつきましては一気にある日突然に劇的に変えるというふうな形はなかなかできづらい性格のものでございますので、ただいまおっしゃられたような事柄も十分頭に入れながら今後それらに対して、いわゆるなぜ多賀城市の給与水準がこういった形になっているのか、そういったところの分析も踏まえましてとれる対応については、今後考えていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

具体的にお聞きしたいと思いますけれども、シミュレーションはしていると思うのですね、給料を下げるのですからどの程度の影響があるかということ。20代、30代、40代、50代で平均でどのくらいずつ下がっていくのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど私の提案理由の説明の中で200円から2,200円までということで、平均で1,455円の引き下げというお話をさせていただきました。それで、影響を受ける職員の人数でお話をさせていただきますと、これは行政職給料表の関係ですけれども、1級につきましては、先ほど言いましたように影響がございません。ですから給料は下がりません。2級につきましてもこれは同様でございます。それから3級なのですが、3級につきましては、全体で214人いる中で引き下げがない職員につきましては109人となります。4級ですが、68人中引き下げなしが1人ということです。5級、6級、7級につきましては、該当する職員全部が引き下げの対象ということで、5級につきましては31人、6級につきましては14人、7級につきましては10人という状況になっておりまして、それぞれどれくらい下がるのかということにつきましては総務課長のほうからお答えさせます。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

444名の職員がおりますので、具体的にシミュレーションというお話ですので代表的な部分をお話しさせていただきたいと思っております。

まず、1級から3級の比較的若い職員で30代未満の職員につきましては、今回の給与改定におきましての影響額は出ておりません、あくまで原則ということで。30代の職員までにつきましては、おおむね3級に在級してございます。給料表7級のうち1級、2級、3級までに在級しておるのが一般的でございます。3級以降になりますと、40代の職員が該当してまいりますけれども、3級で40代後半の職員の例を申し上げますと、今回の12月1日施行分の改定における影響額は約2万9,000円ということになっています。同じ3級の50代前半の職員につきましては、いろいろ条件がございまして、給料表の最高号俸に達している職員だとか、18年当時の経過措置額がある職員というモデルケースで申し上げますと、今回の改訂による影響額が約3万円。それから、4級50代後半の職員でございま

すけれども、経過措置額がある場合としまして3万2,000円の減額。それから50代の前半の職員、これは5級の管理職ということで想定してございますけれども、50代の前半になりますけれども、減額幅としまして年額2万7,000円の減額になります。それから6級、同じ50代の職員で50代の中ほどの職員という想定で、これは経過措置額があった場合年額3万4,000円の減額、それから部長級になりますけれども、7級50代半ばということで経過措置額がないとしまして、年額3万円の減額というようなシミュレーションを行ってございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

決して低くない金額が下がっていくということがよくわかりました。私有家計を預かる身としては、こんなに下がったらどうしようかというふうなうろたえた気持ちにもなるのではないかという思いで今聞きましたけれども、仙台では一般職員には引き下げをしないというようなことで聞いていたのですが、よその市はどうだかわからないと言うかもしれないけれども、そうだよ。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

仙台につきましては御指摘のとおりでございます。他市の状況については全体を把握して今回条例の改正案を出させていただいておりますけれども、ほかの市の状況を見ますと、多賀城と同じ形で今回給与改正をするという流れになってございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

私の記憶に間違いがなければ、仙台は幹部の人たちだけで今回は引き下げるというような結論だったように報道で見ました。そういう中で、多賀城のここに来てこの3月の震災を一生懸命頑張った職員をこのくらいの金額を引き下げなければならないというところまで落ちついた結論が出された経過のお話をさせていただきたいと思うのですけれども、どのような気持ちでそういう答えを出したのかということ。先ほど竹谷議員との話し合いの中では、何だか伝わってこないのですね。人事院勧告が出されたからしょうがないというような感じしか伝わってこないのですけれども、皆さん方が結論を出した、いわば市長ですよ、結論を出したのは。そういうところでの思いが私に伝わるように説明をさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

思いが伝わるかどうかちょっとあれですけども、やはりこの震災それ自体は、やはり市民と痛みを共有するということが必要だと思えます。必ずしもそれが人事院勧告に従う云々の話ではないとは思いますが、我々の給料だけそういうふうな形で人勧見送り、特にマイナスの人事院勧告でございますので、人勧見送りというふうなことについては、これはいかがなものかというふうなことは考えの中にはございます。ですから、そういった気持ちが市民に対して我々もしっかり伝わるように仕事もしていかななくてはならないし、今回こういった形で引き下げになるけれども、市民に対する対応はこれまでと同様変えてはならないというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

確認します。労務職で引き下げになる方はいらっしゃるのかしら。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

4 人の方が対象となっております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

やはり給料表は、いくら附則事項といえどもつけてほしいです。見てみたいです。これ以上号俸があったとか。444 人の中に当然労務職も含まれていると理解してよろしいですね。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

10 名が労務職給料表適用職員でございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

やはり説明のときには、規則等の改正を要する事項のところでは何人ぐらい該当するとか、せめてそのくらいの御説明があつてしかるべきではないかと私は思うのです。そうでなければこうやって確認をしなければならなくなってしまうものですから。その辺御注意いただきたいと思えます。

確認します。10 ページ、11 ページの改正の趣旨、この最後は「改定を行うもの」、それから同じく先ほど規則等の改正を要する事項の中の上水道部企業職員の中の最後「準じた改正を行うもの」、この改正を行うものには「。」をつけなくていいのですね。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これは資料ですからあってもなくてもよさそうな感じがしますが、いわゆる法令上の規定では体言で終わるものについては、「こと」と「とき」については「。」をつけるというふうになっております。それ以外は、通常日本語の文法でお話しますと、体言で終わる場合には「。」をつけないというのが文章のあらわし方でございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

一応確認したいのですけれども、やはりその辺もこれは資料なものですから、ちょっとその辺はわかりやすいようにしていただきたいなと思うところがございます。

いわば人事院勧告は2 カ月おくれて、それも宮城県、岩手県、福島県の被災3 県は今回は調査に入らなかったと思うのです。たしかそうだと思うのです。その辺確認したいのですが。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

国の人事院勧告につきましては、ただいま御指摘のとおり被災3 県については調査をしておらないという状況でございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

そうしますと、やはり本市は被災県の中にあるわけですよね。そうやってみると、やはり被災県というのは独自の判断というものもある程度裁量の中にあるべきではないのかと思うのです。それが先ほどの佐藤議員がおっしゃった仙台市の例に当たるのではないのかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになってこのような条例案を上程したのか、その辺どうなのでしょう。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ただいま御指摘がありましたように、国・宮城県・仙台市それぞれの本年の民間給与の調査結果とそれに基づく勧告がそれぞれ出されておるわけですが、国につきましては、御承知のとおり勧告があった。ただ、国のほうとしては、勧告によらないでいわゆる給与特例法で今改正の審議を行っているというような状況です。それから県につきましては、調査を見送ってございます。それから仙台市につきましては、同じく調査を見送った。それで人事院勧告は行えなかったということでございます。本市につきましては、仙台市と隣接するベッドタウンでありますことから、仙台市が最も本市の状況に近いという考え方もできるわけですが、仙台市は国よりも高い独自の給料表を規定しております。これに従うことにつきましては、なかなか現実的に不可能であろうというふうに思っております。人事委員会を持たない市町村ということでございますので、いわゆる何に基づいてそれらやるかという、そういった根拠を探すということになりますと、やはり従来からとってきた人事院勧告の流れに従ってそれに基づいてやっていくということが必要なことだと認識しております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

1点だけ。このことによって影響額はどのくらいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ちょっとお待ちください。総務課長から答えさせます。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

それでは今回の改定によります影響額について御説明申し上げたいと思います。対象となります職員が444名中231名ということで、これら231名の給料引き下げ額の合計額が1カ月当たり38万1,000円、これを年額に換算いたしますと約457万円の減額というような試算をしております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

この程度の金額であれば、少なくとも事務事業の合理化の中でこのぐらいの金額は打ち出せるのではないかとこのように思うのです。そしてやはり人事院勧告は人事院勧告としても、このぐらいの影響額であれば、給料表がどうであろうと賃金を下げない、現状維持にもっていくのだという政策を打ち出すことが可能ではないかとこのように思うのです。いわば職員の賃金を引き下げない、ただ人事院勧告の関係があるから給料表はこうしたい

と。政策的にそういうことが、この38万1,000円が月の影響額であるとするれば、政策的には可能ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど来申し上げましているとおりの、給与の体系といいますか、その辺は大きな仕組みでございます。先ほど説明したように平成18年に大きな給与減額があつて、そこどこにねらいがあつたかといいますと、やはり若年層、中堅層の給与の水準を上げて、いわゆる高齢後半の職員層の給与を下げるというところがいわゆる体系のねらいとしてはあつたわけでございます。したがいまして、それらの状況、それらの流れを崩すということにもなりますので、ここは人勧の勧告の内容に従つてその辺の調整をやっていくのが将来にとつても多賀城市にとって正しい姿かなと思つております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私は、国の示している給料表はそのままでもいいから、改正してもいいから、38万1,000円であれば何らかの工夫をして、対象となる人員を工夫をして、政策点を工夫をしてやれば実質的に賃金を引き下げないで済むやり方があるのではないかと聞いています。私は給料表をいじるとは一つも言っていない。給料表はそのままこのまま条例でやっても、実質的に下らない工夫は38万1,000円、合理化できるでしょう、事務合理化でこれぐらいのものは、それを再配分してやればいいのではないですか。そういうふうに政策として行えば問題はないのではないですかと私は思うのですが、その辺総務部長に言つてもなかなか政策的なことでしょうから、どうですか、市長なり副市長どう思うがありますか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今まで御審議の話を伺つていまして、この震災を受けて多賀城市の職員のいろいろな努力の成果の評価をいただいたこと本当に感謝をいたしたいと思つています。その中で、給与との結びつきということの御指摘でございますけれども、確かに心情的には市長初め議員方も同じ心情でございますけれども、ただ一方で、こういった震災を受けた中で市の職員だけが給料を上げていいのか、あるいは下げるべきという勧告が出ている、あるいは多くの都道府県、多くの市町村の中で下げるということの取り組みをしている中で、多賀城だけが下げなくていいのか、それが市民から見ると納得性が得られるのかどうかそういうことが一つ大きな視点でございます。

それから、今竹谷議員がおっしゃられましたような所要経費についていろいろ事務の改善、行革そういった努力の中でこのぐらいの金額であれば現実的には捻出することは可能でございます。ただ、可能であっても結果的にそのことが、その効果額が職員の給与にだけはね返つたということが果たして納得性が得られるのかどうか。そういったことも考えまして従来から人事院勧告に沿うということの基本原則にしております。それから、他市

の例なども踏まえまして人事院勧告を尊重せざるを得ないということで考えさせていただいたものでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（板橋惠一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

私は給料表をいじろとは言っていないのです。人事院勧告の示した給料表はいいのではないのと。実質賃金を下げなければいいのではないのと。それに対して、市民に対して説明ができない、それでは人事行政はできないですよ。38万1,000円を100万円にして、あとは別なものに振り分ければいいのではないですか。そうしたら市民に我々の努力でこれだけのことを例えば月100万の合理化をしたよ、申しわけないけれども努力したから、こういうようなことがあるから職員については人事院勧告の表は守るけれども、実質賃金はそのまま一緒にあげますよ、そのかわりもっともっとそういう努力をしていただくように職員協力をしていくと、それは御理解してください。ただし、残った60万円についてはこういう市民還元としますよと、そういう説明をしたほうが何ぼか市民は理解してくれると思います。それが行政ではないでしょうか。それが労務管理をする責任者の職員に対する温情ではないのかなと。私はこれで月に例えば1,000万円とかになればこれは大変なことだ。だけれども38万1,000円ぐらいであれば市民は理解をしてくれると思いますけれどもね、その基本的なことをきちんとやれば。私は給料表を変えろとは言いません。給料表はいいから、そういうふうに職員の給料は下げないのだと、そのままスライドしていくのだというテクニックは可能ではではないかというふうに私は思うのですけれども、やっぱり可能ではないですか。再度答弁をお願いします。

○議長（板橋惠一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは職員の給与については、我々当局側だけでは決められる問題ではなくて、そういうことがあって、条例に提案させていただいて給料表自体が条例で定められるということになってまいります。その条例で定めた給料表とはまた別に給与を支給するということは適正な事務処理とは言えませんので、現実には不可能であろうというふうに思っております。

○議長（板橋惠一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

それは可能ですよ。職員の等級を上げてやればいいのだから。悪い言葉で言えばわたりと言う。やれないことはない。やってきたのですよ過去にも。あなたもわかっているでしょう。多賀城の給料表はどれだけ変わってきたの。最初は5等級しかなかった。6等級にした。これではだめだから9等級にしましょう。また下がった。こういう変動をしてきたのですよ。その中でいつもわたりとかいろいろなそういう職員の生活水準を考えてやってきたのだよ。それが政策としてやってきたはずですよ。違いますか。だからそれはできないことはない。過去の例からいってもやってきた。だから私は38万1,000円ぐらいならやれるのではないかという発想なのです。やれないという答弁はないはずですよ。工夫すれば

やれるはずと思うのですけれども、どうしてもやれないというのなら見解の相違だということにしておきたいと思います。賃金とはそういうものだ、やれないことはないとは思っております。そうでなければおかしい。そうしたらラスパイレス指数を上げられないですよ。上げる工夫をするにはそれでもやらなければ上がらないのですよ。見解の相違があるようですのでこれ以上お話をしてもあれですけども、私はそういうふうにして職員の給料をある程度きちんとしてやって、そして職員にもっともっと働いていただく、その喜びを対価として与えてやるという仕組みが私は大事だと思う。これで答弁を求めてもまた違うでしょうから見解の相違ということで、私の給与に対する物の考え方が私と今答弁された方との違いがあるということだけ明確にしておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

思いは竹谷議員と同じなのですが、私は、11 ページの単純労務職員の影響を受ける人がいながら職員の給料表がここに明示していなかったということに大変大きな疑問を感じています。なぜここにきちんと 10 人いらっしゃって 4 人もの方が引き下げに遭うということでありながら、なぜここにきちんとそのことを資料として入れなかったのかその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

単純労務職員の給与に関する規定というのは、これは市長の訓令というものでして、通常議会にお出しするのは条例の改正、条例の制定、そういった部分が議会の議決事項となっております。先ほど昌浦委員のほうからも御指摘がありましたように、関連する規則の資料についてもお出しするよという御指摘もございましたので、今後議会のほうとも相談させていただきながら、こういったところの資料も関連の、いわゆる条例審議の関連資料としておつけしたらいいものかどうか相談をさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

ぜひそのようにしていただければと思います。総務部長の発言の中で私は非常に残念だったといいますか、私の認識と違っていたのは、職員はこの大震災で本当によく頑張ってきたというふうに思っております。本当に病気になりながらも頑張ってきたという方たちをたくさん存じておりますけれども、そういう中で私はその頑張ってきた人とそうでない人がいるという発言は、どういう意味でおっしゃったのかわかりませんが、私は職員はみんな頑張ろうとしていると、しかしながら何らかの事情があって頑張り切れなかったということもあるかもしれません。しかしながら、上に立つ人がそういうような見方をすることが私はその職員にとってどうなのかと、やはり頑張り切れなかった人に対する温かい気持ちも必要でしょうし、共同で作業するということが何よりも職員にとって大事だと思うのです。そういうときにそういう見方はどうなのかなと大変気になりましたので、答弁は求めませんが、恐らくお気持ちは同じだったというふうに思いますけれども、

そのような見方だけはどうぞなさらないようにぜひお願いしたいなと、これはお願いでございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

職員の給与については多賀城市は人事委員会を設けていないということがございまして、これまで国の人事院勧告に準拠して改定を行ってきた。民間との較差の判断の基準が市にはない、やはり国の判断に任せてきたということですね。頼らざるを得ない。逆に言うと国のほうから見ると、もしこの条例案を出さない、多賀城市は引き下げをしないということになると、国のほうから見ると多賀城市は随分お金があるのだな、ではちょっと交付税を減らしてやるかとかそういうふうな影響は私は現実的にあるのではないかとこう思うのですけれども、財政的に例えば人事院勧告を受け入れない、こういうふうになったときに、交付税なりそういったものの関係というものはどういうふうになるか。いかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは実務的にいろいろ精査をして研究してみないと正確な数字は出てまいりませんけれども、一般的には今根本議員がおっしゃられたように、国が適正だとしている給与を上回って支給した場合には、やはり余剰財源があるものではないかという認識をされるというのはいろいろ機会あるごとに聞かされております。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

私もそのように思います。だからラスパイレス指数が低い、92.5%だということに関しては、やはり多賀城市の給与体系、構造というものをきちんと時間をかけて直して少しでも100に近づけていくという努力はしなければいけない。ただ、やはり人事院勧告に従って多賀城市で今までやってきたのでやらざるを得ない。なぜかという、先ほど職員が一生懸命頑張った、私もそのように思います。その一方で、家を失い、仕事も失い、そして収入もない、こういった方がいっぱいいらっしゃる。また、自宅の2階に住んでいてなかなか家を改築できないという方もいらっしゃる。そういう本当に被災して困っている方々の理解を得られるかという非常に大きな問題があると思います。それから、先ほど部長もおっしゃったように、一般市民の皆さんもテレビのニュースなどで人事院勧告のことはよく知っているのです。多賀城市はそれに従って下げてきたという事実も知っています。ですから、そういう一般市民の皆さんからの理解もなかなか得ることは私は難しいのではないかとこう思うのです。だから、先ほど部長がおっしゃったように、やはりそういうことも本当は今回こういう震災のときでもあるし、上げたくないという市長の気持ちで、私も上げないほうがいいのではとこう思うふうな気持ちもあります。ただ、相対的にやはりそういうことを考えると、やはり今までどおり準拠しないといけないという判断なのかなとこのように思いました。

それからもう一つ、先ほど非常に気になることがあったのです。事務の効率化で 400 万円ぐらいは出るようなお話だったのだけれど、そしてやはりそれはきちんと削減して経費を節約するべきだ。もし出る可能性があるならば、給料とは別にそれはそれで市民にわかるように経費の節約をして、そして行政をしていくということが基本ですから、それはそれでこれとは別に取り組んでいただきたい、このように希望します。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対の討論を許します。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

私の質疑の中で誤解をされている面もありますので、反対討論の中で御説明をしたいと思えます。

私は、人事院勧告は尊重して給料表については堅持してもいいのではないかと。ただし、行政の執行の中で 38 万 1,000 円ぐらいの金額であれば行政改革なり、経費の節減で生み出すことはできるだろう。そうであれば、その原資を使って、その原資をもとにして給料を下げないで現状維持をする政策を講じたらいいのではないかと。いうふうには私は思って質問をさせていただきました。しかし、それもできないというような答弁のようにお聞きしたものですから、私は人事管理をする上において、職員に気持ちよく働いていただき、また東日本大震災で御苦労された職員の皆さん方に報いるためにも、このぐらいのものについては給料現状維持を求めていく施策を講じていくべきだという思いがあったのでいろいろ質問をさせていただきました。しかし、それができないということであれば、私はそういう思いがありますので、この議案に対して反対といたしたいと思えますので反対討論とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

議案第 66 号につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも人事院勧告は、公務員の給与水準を民間企業職員の給与水準と均衡させることを基本としており、公務員給与が民間企業を下回った場合だけでなく、公務員給与が民間企業を上回った場合においても官民の均衡を図る考えであり、重要な制度であると思っております。

民間企業給与の動向を見ますと、昨今の厳しい経済情勢を反映し、大多数の企業が給与抑制措置または給与を下げているのが実態であり、早期に経済雇用情勢が安定することを心から願っているところであります。近年の社会経済情勢全般の動向を見ますと、公務員給与が民間給与を上回っているという状態があること。そして、ほかの地方公共団体においても職員給与の引き下げを実施、または実施する方針であるとも聞いており、人事院勧告制度の意義を踏まえますと職務に精励されている職員の皆様には心情的にまことに心苦しいところでありますが、人事院勧告に準じて引き下げることはやむを得ない措置であると

考えております。よって私は、議案第 66 号に対し賛成するものであり、議員各位の御賛同を賜りますようお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論ありませんか。本案に対する反対の討論発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

議案第 66 号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場から討論をいたします。

まず、何より今回の人事院勧告は 3.11 東日本大震災で大きな被害を受けた本市の復興のために全力で頑張ってきた職員のことを全く思いやらない大変冷たい勧告だということを指摘いたします。今職員は日夜を分かたず仕事の現場で全力で頑張ってきていると思います。そして、奮闘してきた期間のほぼすべてをさかのぼってまで給料を引き下げろという人事院の勧告は心情的にも実施するべきではないと思います。何より復興支援でこれからも頑張ってもらわなければいけない職員の意欲にも影響を与えかねません。

もう 1 点は、今回の給料の引き下げで職員の生活に対して深刻な影響を与えるという点です。職員の給料の引き下げについては、この数年間民間給与に合わせるという口実で引き下げに次ぐ引き下げが続いております。昨年も引き下げがあったばかりです。今職員も含めて住民は教育費や居住費、医療や介護、社会保険料や各種の税金など日常の生活費に加えてさまざまな負担が重くなっていく中で、いろいろ家計をやりくりしながら生活しているのが実態です。そういう厳しい生活状況の中で給料を引き下げというのは職員の暮らしにも大きな影響を与えることとなります。生活を支える給料の引き下げは行うべきではないと考えます。さらに、今回の給料引き下げがさまざまな分野に影響を与えるおそれがあるということです。例えば、公務員給与の引き下げは、年金、生活保護等の給付の算定基準に影響を与えることが考えられます。また、公務員の給与を参考にしている民間給与にも影響を与え、役所が下げたのだからと民間の給与も下げる要因となります。そして、民間が下げたのだからそれに合わせて今度は人事院が公務員の給与もさらに下げるという勧告を出す可能性があります。これでは、官と民との賃下げ競争となり、世の中全体で労働者の賃金を引き下げることとなります。その結果、個人消費はますます冷え込み景気回復の足を引っ張ることとなります。今深刻な不況が続いておりますが、これを解決するには、GDP の 6 割を占める個人消費を回復させなければ解決しないというのは経済の常識です。そういう点からも国と地方の公務員の給料の引き下げは地域経済を大きく落ち込ませることは間違いなく、景気回復にとって深刻な影響があります。その観点からも公務員給与の引き下げは行うべきではないとこのように考えます。

以上、述べた理由によりこの議案に反対の討論といたします。

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、本臨時会の会議に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 23 年第 2 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

午前 11 時 06 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 11 月 29 日

議長 板橋 恵一

署名議員 昌浦 泰己

同 竹谷 英昭